

教育委員会会議録

(定例会)

平成30年5月24日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---|---|------------------|---------|
| 1 | 期 | 日 | 平成30年5月24日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分 | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 |
| | | 委 | 員 | 平 澤 奈 古 |
| | | 委 | 員 | 石 田 有 世 |
| | | 委 | 員 | 野 上 武 利 |
| | | 委 | 員 | 武 田 ちあき |
| 5 | 議 | 場 | に出席した者 | |
| | | | 副教育長 | 久保田 章 |
| | | | 管理部長 | 矢 部 武 |
| | | | 学校教育部長 | 平 沼 智 |
| | | | 生涯学習部長 | 竹 居 秀 子 |
| | | | 生涯学習総合センター館長 | 野 崎 隆 史 |
| | | | 管理部参事兼学校施設課長 | 中 村 和 哉 |
| | | | 学校教育部参事兼総合教育相談室長 | 藤 澤 美智子 |
| | | | 学校教育部参事兼高校教育課長 | 吉 野 浩 一 |
| | | | 教育総務課長 | 高 木 泰 博 |
| | | | 教育財務課長 | 栗 原 章 浩 |
| | | | 教職員人事課長 | 澤 田 純 一 |
| | | | 教職員給与課長 | 山 本 順 二 |
| | | | 指導1課長 | 吉 田 賀 一 |
| | | | 健康教育課長 | 山 本 高 弘 |
| | | | 生涯学習総合センター副館長 | 大 嶋 真 浪 |
| | | | 指扇公民館長 | 森 田 隆 之 |
| | | | 桜木公民館長 | 黒 須 雄 児 |
| 6 | 会 | 議 | 録署名委員 | 武 田 ちあき |

7 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 1名いらっしゃいます。
- 細田教育長 本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可して
よろしいでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、傍聴を許可します。本日の会議録の署名委員は、武田委
員にお願いいたします。
本日の会議に、議案第41号「さいたま市教職員の人事について」
42号「さいたま市教職員の退職手当について」、43号「訴えの提
起について」を追加提出いたします。本日の議案第38号、39号、
43号は議会に係る案件、議案第41号、42号は人事に係る案件、
議案第40号は個人情報を取り扱う案件であることから非公開とす
ることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょ
うか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、本日の議案
は全て非公開といたします。傍聴の方に申し上げます。ただ今決ま
りましたとおり、ここからの審議につきましては、非公開となります
ので、御退室ください。本日の会議の順番ですが、議案第41号、42
号、39号、38号、40号、43号の順で行うことといたします。
- 議案第41号 さいたま市教職員の人事について
議案第42号 さいたま市教職員の退職手当について
- <非公開案件につき内容は省略>
 <議案は原案どおり可決>
- 議案第39号 平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について
- 細田教育長 それでは再開します。続きまして、議案第39号につきまして、事
務局から説明をお願いします。

始めに提案理由でございますが、今回の補正予算のうち、歳入予算は、学校における働き方改革の推進及びSNS等を活用した教育相談の実施に関する国庫支出金について、歳出予算は、学校における働き方改革の推進に関する事業の実施、SNSを活用した教育相談の実施及び小・中学校のトイレ改修工事の設計業務等の実施にかかる経費について、市長に申出するものでございます。

資料の第1表「歳入歳出予算補正」でございますが、まず上段の「歳入」につきまして、国庫支出金を合計1,242万4千円増額補正するもの、下段の「歳出」につきましては、教育費全体で3,208万3千円を増額補正するものでございます。

補正予算の概要について御説明したいと思います。まず、歳入につきまして、教育費国庫補助金の「教育支援体制整備事業費補助金」につきましては、文部科学省によるSNS等を活用した相談体制の構築事業に対する国庫補助金です。1,000万円を上限とした定額の補助金で、今回の補正額は歳出補正額と同額の983万8千円となっております。

続きまして、教育費委託金の「学校現場における業務改善加速事業委託金」は、文部科学省による公募事業であります「学校現場における業務改善加速事業」に係る委託金で、今回の補正額は歳出補正額と同額の258万6千円となっております。

次に歳出でございますが、「事務局運営事業（教職員人事課）」でございますが、学校現場における働き方改革の推進に関し、外部専門家による分析や助言、管理職等に対する研修会、教員や教員志望者の意識改革や地域が関わる部活動に関する研究を実施するものです。歳出補正額は258万6千円、文部科学省の委託事業であり、財源は全額国からの委託金となります。次に総合教育相談室所管の「教育相談推進事業」でございますが、SNS等を活用した教育相談の在り方について研究を進めるため、市立の中・高等学校の生徒を対象に悩み全般の相談をSNSで受け付けるものです。今回、実際に相談を受け付けるのは、事業スケジュールにもありますとおり平成30年8月から9月にかけての40日間を予定しており、歳出補正額は983万8千円、財源は全額国庫補助金となります。

次のページを御覧ください。上段が「小学校営繕事業」、下段が「中学校営繕事業」です。いずれも所管は学校施設課で、今回はトイレ改修工事の実施に向け、アスベスト分析調査及び実施設計を行うものです。設計等を行う学校は小学校、中学校とも3校ずつ、事業スケジュールにありますとおり7月より設計等に着手し、年度内に設計等を完了させるものです。歳出補正額は「小学校営繕事業」が999万9千

円、「中学校営繕事業」が966万円、財源は全て一般財源となります。

以上で説明を終わります。

大谷委員

教職員人事課の事務局運営事業について、主な事業に学校現場における業務改善加速事業とありますが、外部専門家というのは具体的にどういう方を指すのでしょうか。

教職員人事課長

民間企業関係者、PTA関係者、大学関係者を招き、それぞれの視点から本市における業務改善策について分析、助言をいただき、さらなる業務改善につなげる予定でございます。

大谷委員

分析については、どのように行うのでしょうか。専門家が学校に入って教員の働き方をチェックするのか、それとも机上で行うのでしょうか。また、助言についてはかなり専門性がないとできないと思いますが、その点を教えてください。

教職員人事課長

年3回、本市の業務改善に対する分析、助言をいただくものであり、我々が行うアンケートの結果を専門家に分析してもらい、次年度どのような改善をしていくかについてアドバイスをいただくものでございます。専門性ということですが、現在は、埼玉県経営者協会に御協力いただき、人選をお願いしているところでございます。

大谷委員

教職員の働き方改革については、部活動の指導や、教科指導、授業の準備など実際に何日か現場を見てもらわないと、アンケートだけで理解できるのか不安ですが、どうでしょうか。

教職員人事課長

御指摘のとおり、授業、教科、部活動など、アンケートだけでなくそのあたりのことも含めて提案させていただければと思います。そういうことを行うことにより、子供と向き合う時間を確保しながら、教育の質の向上を図っていきます。また、教職員の意識改革を図るとともに持続可能な制度を確立していくよう検討してまいります。

野上委員

この件に関しては、どう進捗しているのか経営者協会に聞いたことはございませんが、自ら行うことができる領域の話ではないと思うので、おそらくどの実施業者がいいのかということを出しているのではないかと思います。

大谷委員

是非、経営者協会や野上委員のお知恵も借りて、実のあるものにし

ていただきたい。

石田委員

教育相談については、SNSを活用した相談は、8月から9月までということで夏休みを特に指定したのか、それ以外の日はどうなのでしょう。

総合教育相談室
長

今回は文部科学省の補正予算の中での事業ということで、予算の範囲で行うということ、夏休み明け前の8月22日から9月10日という子どもたちが一番揺れる時期、悩み相談が多い時期の40日に限定して相談を行うということを考えました。時間も午後5時から午後10時まで限定しております。

石田委員

生徒への周知はどうするのですか。

総合教育相談室
長

さいたま市立学校の中高生を対象に行いますので、学校を通してSNSに通じるようなカードを全生徒に配付することを考えています。

石田委員

これは継続的に行っていくのですか。

総合教育相談室
長

アセスメントを行い、本市の児童生徒の、今回は生徒ですが相談窓口の一つのツールとして行いますので、これが必要なものなのか、また、SNSの危険性等もしっかりと考察して、今後の子供たちの命を守る相談事業につなげていきたいと考えております。

細田教育長

それでは、議案第39号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第38号 さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

細田教育長

続きまして、議案第38号につきましては、事務局から説明をお願いします。

高校教育課長

提案理由につきましては、さいたま市立大宮国際中等教育学校が平成31年4月に開校することに伴い、入学選考手数料等の徴収について定める必要があるため改正するものでございます。

具体的には、資料の新旧対照表を御覧ください。

改正後につきましては、中等教育学校において、授業料、進級料、入学料及び入学選考手数料の規定を新たに設けるものでございます。授業料は後期課程のみ徴収することとし、他の市立高等学校と同様、市内生が年額11万8,800円、市外生が年額18万円とするものでございます。

進級料は、前期課程を修了し、後期課程に進級する生徒に対し、高等学校の入学料に相当する額を徴収するもので市内生5,650円、市外生は73,000円とするものでございます。

入学料は、生徒が遠隔地へ転出した等の理由で欠員が生じた場合に、後期課程への転入学又は編入学を認める可能性があることから進級料と同額の規定を設けるものでございます。

また、入学選考手数料については、浦和中学校と同額の2,200円とするものでございます。

その他、第4条第3項において、入学選考手数料は「入学願書の提出の日までに徴収する」といたしまして、入学願書提出前になりますが、納付書で納付できるよう、規定の整備を行うものでございます。

なお、施行期日は平成30年10月1日でございます。

以上で説明を終わります。

武田委員

市外生について確認したいのですが、浦和中学校はさいたま市に住民票が無いといけないと思うのですが、今回の中等教育学校は市外生でも良いということなのでしょうか。

高校教育課長

出願資格は浦和中学校と同様に市内に在住ということを原則としております。

武田委員

市外生という記載があるのはどのような理由でしょうか。

高校教育課長

例えば前期課程は市内在住だった方が転居した場合、後期課程ではそれを認めることにしております。

武田委員

市外生というのはそういう事情でたまたまそういうことになった方ということですか。

高校教育課長

それもありますし、後期課程で欠員が生じた場合に転編入を認めますので、市外からの受験生も入る可能性があるということです。

細田教育長

今の点について、改めてもう一度説明をしてください。

高校教育課長 中等教育学校の入学資格は市内在住を原則としており、具体的には出願時に保護者と同居している者でさいたま市内に住所を有し、引き続き原則さいたま市に居住し、かつ、通学することができる者としております。浦和中学校も同様ですが、後期課程は通常の高校と同じ扱いと考えておりますので、欠員が生じた場合、後期課程の部分で入学試験を実施するわけではなく転編入がありうるということです。ただしこの対象となるのは、現段階では中等教育学校を対象としておりません。

大谷委員 前期で欠員が生じ、後期で1名欠員が生じた場合に、例えば上尾市立の中学校の卒業生は転編入の資格はあるのでしょうか。

高校教育課長 現段階ではその資格は無いと考えております。市内の中学校でも同様でございます。

細田教育長 在外教育施設の日本人学校の修了者又は日本国内の他の中等教育学校もしくはそれらに相当する学校に在籍していた生徒で保護者の転居等に伴いさいたま市内に在住となる見込みがある者については、欠員が出た場合は、転編入の許可をする可能性があるものでございます。

細田教育長 それでは、議案第38号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第40号 行政情報一部開示決定に係る審査請求について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第43号 訴えの提起について

細田教育長 それでは、再開します。続きまして、議案第43号につきまして、事務局から説明をお願いします。

「訴えの提起」につきましては、平成30年5月18日に東京高等裁判所より判決が言い渡されました損害賠償請求控訴事件の判決に対し、上告期限の6月1日までに、民事訴訟法第311条に基づき最高裁判所に上告し、同法第318条に基づき上告受理を申し立てることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、訴えの提起にはさいたま市議会の議決を要することから、市長へ申し出るものです。関係法令については、資料に抜粋を掲載しておりますので、適宜御覧ください。

参考資料を御覧ください。

1の裁判の概要ですが、平成29年10月13日にさいたま地方裁判所は、九条俳句不掲載損害賠償等請求事件の判決において、第1審被告であるさいたま市に慰謝料約5万円の支払いを命じ、それ以外の第1審原告の請求は棄却されました。この判決を不服とし、第1審原告・第1審被告の双方が控訴していたもので、平成30年3月1日に開かれた第1回公判は即日結審し、判決は平成30年5月18日に言い渡されました。

2の第2審の請求の趣旨ですが、第1審原告は、本件俳句の掲載と約200万円の慰謝料の支払い及び名誉回復措置を請求、第1審被告であるさいたま市は、被告敗訴部分の取消しと第1審原告の請求の棄却を求めています。

3の第2審判決の主文は、(1)第1審被告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。①被告は、原告に対し、5000円及びこれに対する平成26年7月1日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。②第1審原告のその余の請求をいずれも棄却する。(2)第1審原告の本件控訴を棄却する。(3)第1審原告の当審における追加請求を棄却する。(4)訴訟費用は、第1・2審を通じてこれを400分し、その399を第1審原告の負担としその余を第1審被告の負担とする。(5)この判決は第1項に限り仮に執行することができる。というものです。

4の第2審の判決概要ですが、今回の判決で東京高裁は、第1審で争われた争点1「本件合意の法的訴求力」、争点5「学習権の侵害」、争点6「表現の自由の侵害」、争点7「公の施設の利用の侵害」等、争点1から争点7まで及び追加請求していた「名誉棄損」については原告の主張を棄却等としましたが、争点8の「三橋公民館が本件俳句を掲載しなかったことは、原告の人格権ないし人格的利益を侵害したか。」については、「公民館の職員らが、第1審原告の思想や信条を理由として、本件俳句を掲載しないという不公正な取扱いをしたことにより、第1審原告は、人格的利益を違法に侵害されたということが出来る。」とし、国家賠償法上違法となると解するのが相当であると

ました。また、「ある事柄に関して意見の対立があることを理由に、公民館がその事柄に関する意見を含む住民の学習成果をすべて本件たよりの掲載から排除することは、そのような意見を含まない他の住民の学習成果の発表行為と比較して不公正な取扱いとして許されないというべきである。」としました。そして、「原告の損害」において、「第1審原告の侵害された人格的利益は、住民の公民館利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為につき、公民館の職員から、その思想、信条を理由に他の住民と比較して不公正な取扱いを受けないという観点から法的保護に値するものであること、その他本件に顕れた一切の事情を勘案すると第1審原告の人格的利益が侵害されたことによる慰謝料は、5000円とするのが相当である。」としました。

5の上告の主な理由は、本件において職員は、本件たよりを編集・発行するにあたり、俳句掲載の目的や平等性や公平性を考え、公正な職務の遂行をしたもので、判決は容認できる内容ではないと判断し、慎重な対応が必要であると考え、より上級の裁判所の判断を仰ぐため、市長に申出をするものです。

大谷委員

人格的利益という言葉は、例えば表現の自由、思想・信条の自由を含むのか、その範囲を教えてください。

指扇公民館長

人格的利益につきましては、抽象的な表現にとどまっているもので、具体的な表現は判決には書かれておりません。

野上委員

今回の高裁判決で、掲載請求権は否定されたのでしょうか。

桜木公民館長

掲載請求権は第1審と同様に否定されております。原告に公民館たよりの利用権はなく、掲載請求権も無いとしております。

武田委員

議案書に今回の判決概要①から⑩までが示されていますが、①から⑦までと⑩は棄却となり、⑧⑨だけが残っていると思いますが、④が掲載請求権を有しないということになったのに⑧が残っていることが疑問で、掲載権がないのに載せなかったのが違法であるというのは矛盾しているように思いますがどうでしょうか。

指扇公民館長

これにつきましては、判決文に「特定の媒体による表現行為の制限が表現者の表現の自由を侵害するというためには、表現者が、当該表現手段の利用権を有することが必要と解される」と書かれておりますが、それとは異なる趣旨の内容も書かれておりますので、この部分は

こちらが不服に思っている部分でもあります。

細田教育長 掲載請求権が無いにもかかわらず、今のような判決が出ていることに対して私どももわからないので、この点を明確にしたいということから上告したいということが理由の一つでもあります。

平澤委員 損害賠償の額が5万円から5千円に減額した理由は判決文の中で述べられているのでしょうか。

指扇公民館長 明確な理由は書かれておりません。私どもとしましては原告の人格的利益の侵害における精神的被害の程度が5千円程度という低い額にとどまると裁判所が評価したというふうに考えております。

石田委員 5万円から5千円になり掲載請求権も無いということですが、上告をする理由は何でしょうか。

生涯学習総合センター館長 ここで終わらせると、今回の判決の中で容認できない部分があり、これを認めてしまうことになります。我々は原告の思想、信条を理由に載せなかったわけではないと主張しております。上告をしないと思想、信条を理由に不公正な取り扱いをしたと認めることになりますので、最高裁の判断を仰ぎたいと考えております。

大谷委員 判決の中で、原告の思想、信条を理由に不公正な取り扱いをしたとされた部分はどこでしょうか。

細田教育長 「第1審原告の思想、信条を理由に、これまでの他の住民が著作した秀句の取扱いと異なる不公正な取り扱いをしたものであり、これによって、第1審原告の上記人格的利益を違法に侵害したというべきである」という部分で、我々はこの句について思想、信条を理由にこれまでと違う扱いをしたわけではなく、あくまでも世論を二分する内容については公民館だよりの公共性、中立性等を鑑みると載せるべきでないという考えであって、決して思想、信条を理由にして載せなかったのではないというこれまでの主張については認められなかったもので、このことについては不服に思い、上告するというところでございます。

大谷委員 金額とは裏腹に厳しい御指摘をいただいたということが言えるかもしれないですね。

細田教育長

1 審、2 審とも判決内容は変わりませんが、その部分については容認することができません。人格的利益を侵害した度合いが非常に小さいとしても、そこを認めてもらえなかったということで上告をするということです。また、ここまで4年以上かかっており、最終的に我々以外のところにも波及していますので、さいたま市としては最高裁の判断を仰ぎ、冷静に対処すべき内容にまでなってしまうのではないかという判断でございます。

野上委員

企業でも金額としては極めて少額な裁判であるが、10年、15年かかっているもやらざるを得ないということがあります。他の部分は容認できるが、この部分だけは看過できないという部分がまさに今回御説明のあった部分だと思います。長くかかっているかもしれませんが、曲げてはいけない部分だと思います。

細田教育長

野上委員のおっしゃるとおりで、非常に悩むところではありますが、もし上告しなければ我々が以降反論する機会がありませんので、我々の主張が認められていない限りは上告をして上級審に判断していただくべきであるという判断でございます。

他に御意見がなければ議案第43号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後3時28分